

(別紙様式1)

## 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：埼玉県  
農業委員会名：小鹿野町

### I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	704
自給的農家数	537
販売農家数	167
主業農家数	19
準主業農家数	18
副業的農家数	130

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	547
女性	254
40代以下	145

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	32
基本構想水準到達者	9
認定新規就農者	5
農業参入法人	3
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	56	420				476
経営耕地面積	20	93	69	21	3	113
遊休農地面積	8.9634	26.2336	26.2336	0	0	35.197
農地台帳面積	76.47	1223.56	1223.56			1,300.03

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項  
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4 年 3 月 31 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	8
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	8	8	5

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	476ha	7.7742ha	1.63%
課 題	農業従事者の高齢化と担い手不足に加え、狭隘な農地が多く占めているため、担い手への集積が難しい環境にある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	8.8742ha	(うち新規集積面積	1.1 ha)
	目標設定の考え方:農業委員・最適化推進委員22人×5アール=1.1ha			
活動計画	利用状況調査等で得られる情報を基に、新規就農者、規模拡大計画者等への情報提供を行う旨を、1月～3月に農業委員会便り及び町ホームページ等で公表する。			

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	2 経営体	1 経営体	2 経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	0.34 ha	0.2 ha	0.2 ha
課 題	町内にパインハウス等の空き施設がなく、新規参入希望者の研修施設等の確保が困難になっている。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和元年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	0.2 ha
活動計画	新規就農希望者へ、遊休農地の集積を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	511.1ha	35.1ha	6.87%
課 題	少子高齢化現象が顕著に振興しており、新たな担い手の確保に苦慮している。町の特産品であるし、施設キウイ栽培を中心とした担い手の確保に努め、遊休農地の解消につなげて行きたい。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 1.1 ha 目標設定の考え方：農業委員・最適化推進委員22名×0.05ha=1.1ha		
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		22 人	8月～10月	11月～1月
	調査方法	農地法第30条に基づき、農地の利用状況調査として、農業委員会委員が現地確認を行い、遊休農地の利用増進を図るために、必要な指導を実施する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		10月～12月	1月～3月	
その他		非農地判定も合わせて実施していく。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	476 ha	6.99 ha
課 題	農地法の認知度が高くないので、周知を図っていく。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和元年度の活動計画

活動計画	農地パトロールを実施し、早期発見に努め違反転用者には指導を行う。7月・1月発行の農業委員会だよりに啓発記事を載せる。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入